



交通安全だより

令和7年度
No.3
南警察署
交通一課
☎ 552-0110

ヘルメット あごひも**カチッ**と 出発だ



ヘルメットを着用する習慣を

ヘルメットの着用はただのルールではなく、自分自身の命を守るための大切な習慣です。

頭部の損傷は致命傷となり、重度の後遺症が残る場合があります。
事故の衝撃から頭部を守るため、必ずヘルメットを着用しましょう。

令和6年11月から自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました

1 運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



2 酒気帯び運転および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

